

令和2年度 第1回

泉南市都市計画審議会記録

泉南市都市整備部都市政策課

令和2年度第1回泉南市都市計画審議会

1. 日時 令和2年7月15日(水)
午後2時55分から午後4時22分まで
2. 場所 総合福祉センター(あいびあ泉南) 3階 研修室1
3. 出席者 川角 典弘、下村 泰彦、中尾 清、馬場 定夫、古谷 美枝子
大森 和夫、竹田 光良、田畑 仁、堀口 和弘、山本 優真
居倉 順子、奥野 正章、角谷 ヒサ子、中尾 精宏、山本 正雄
4. 欠席者 なし
5. 審議会から出席を要請された者
市長 竹中 勇人
6. 事務局職員として出席した者
都市整備部長 奥田 雅則
都市整備部 都市政策課
課長 市川 裕康、係長 奥野 誠也、主任 小西 至一、係員 古谷 悠里子
7. 本審議会に報告された案件
・第1号議案
南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の変更について(諮問)

会長

みなさん、こんにちは。定刻よりも少し早いですが、お揃いのごさいますので、ただ今から、令和2年度第1回泉南市都市計画審議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

傍聴人はいらっしゃいませんね。

それでは審議に入る前に、事務局から委員の出席状況を報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

本日の委員の出席状況をご報告させていただきます。

本日は、全員出席いただいておりますので、適正に成立しておりますことをご報告させていただきます。

ここで、配布資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました「第1号議案」の概要版及び本編、また、本日、お手元に会議次第、委員名簿を配布させていただきました。

ご確認いただき、不足がありましたらお申し付け下さい。よろしいでしょうか。

それでは、各委員のご紹介をさせていただきます。

まず、審議会条例第2条第2項第1号の規定による委員でございます。

当審議会会長の大阪観光大学名誉教授の中尾 清(なかお きよし)委員でございます。

会長職務代理の大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授の下村 泰彦(しもむら やすひこ)委員でございます。

和歌山大学システム工学部講師の川角 典弘(かわすみ のりひろ)委員でございます。

泉南市農業委員会職務代理の馬場 定夫(ばば さだお)委員でございます。

泉南市人権擁護委員の古谷 美枝子(ふるや みえこ)委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第2号の規定による委員で、

市議会議員の大森 和夫(おおもり かずお)委員でございます。

市議会議員の竹田 光良(たけだ みつよし)委員でございます。

市議会議員の田畑 仁(たばた ひとし)委員でございます。

市議会議員の堀口 和弘(ほりぐち かずひろ)委員でございます。

市議会議員の山本 優真(やまもと ゆうま)委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第4号の規定による委員で、

居倉 順子(いぐら じゅんこ)委員でございます。

奥野 正章(おくの まさあき)委員でございます。

角谷 ヒサ子(つのや ひさこ)委員でございます。

中尾 精宏(なかお もりひろ)委員でございます。

山本 正雄(やまもと まさお)委員でございます。

続きまして、本日出席しております市職員を紹介させていただきます。

竹中市長でございます。

都市整備部長の奥田でございます。

都市政策課 係長の奥野でございます。

同じく 主任の小西でございます。

係員の古谷でございます。

わたくし都市政策課長の市川でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告がありましたとおり、本審議会は適法に成立しております。

それでは、審議会の開催にあたりまして、市長より一言ご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

市長

皆様、こんにちは。市長の竹中でございます。本日は、令和2年度第1回泉南市都市計画審議会にお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、日ごろの皆様方におかれましては、都市計画の発展、繁栄のため、また、本市の市政運営のためにご協力を賜っておりますことを心より御礼申し上げます。本日の案件はご案内のとおり、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてでございます。都市計画法上、整備、開発及び保全の方針というのは、都市計画区域毎に定めることとなっております。本市の場合は、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針としまして、南部大阪都市計画区域マスタープランの中に定められているということになってございます。その変更を大阪府で行うことになりましたので、今回それについてのご意見を賜り、大阪府に意見を回答するということになってございます。後ほど具体的な内容については、説明させていただきますけれども、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、都市計画審議会の運営を進めていただきますことを願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、本日の私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

市長ありがとうございました。本日の審議の案件が1件となっております。それでは、事務局から第1号議案について、趣旨の説明をお願いします。ご意見、ご質問等は、説明の後でお願いいたします。

事務局よろしくお願いいたします。

事務局

それでは事務局より議案の説明をさせていただきます。第1号議案、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の変更について、ご説明いたします。本日は、第1号議案の概要版での内容を中心に、パワーポイントで説明してまいりますので、前のスクリーンをご覧ください。

現在、大阪府が都市計画区域マスタープランの改定作業を行っており、今回、市町村への意見照会が行われ

ておりますので、本審議会にて諮問させていただきます。

まず最初に、都市計画区域マスタープランの位置付けについて説明させていただきます。

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として定め、一体の都市として整備、開発、保全すべき区域として定められた都市計画区域を対象とし、大阪府国土利用計画(第五次)の将来像など、上位計画を踏まえ、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から都市計画の基本的な方向性を示すものです。

大阪府や市町村が定める都市計画や、市町村の都市計画マスタープランは、本マスタープランに即することとされており、都市計画を定める際に、重要な計画となります。

現在の都市計画区域マスタープランについては、平成23年3月に策定し、平成28年3月に一部改定しております。今回の改定については、目標年次が2020年であること、また、社会情勢等の変化によるものになります。

改定に関わる社会情勢の変化として、「人口減少、少子高齢化の進行」や「経済のグローバル化による国際的な都市間競争の激化」「自然災害の頻発・激甚化」など、都市づくりに関連する国の動きとしては、「都市再生特別措置法改正による立地適正化計画制度の創設」や「都市農業振興基本法制定による農地を都市の中にあるべきものと位置づけ」等があります。

また、大阪府内の動きとしては、「百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録」等があります。

大阪府の都市計画区域は4つの都市計画区域に分かれており、このうち北部大阪都市計画区域、東部大阪都市計画区域、南部大阪都市計画区域について、大阪府がマスタープランの改定をいたします。また、大阪都市計画区域については、大阪市がマスタープランの改定をいたします。

これら、北部、東部、南部の都市計画区域ごとの特徴ですが、北部大阪都市計画区域は、東海道新幹線や新名神高速道路等を有する国土軸が存在し、大阪国際空港を有するなど、交通基盤が充実しており、また千里ニュータウン等のみどり豊かで良好な郊外住宅地を有しております。

東部大阪都市計画区域は、第二京阪道路、JR おおさか東線等により、都心部および国土軸へのアクセス性が高く、またものづくり企業が集積し、他の区域と比べ、製造業の事業所数が多く、工業等出荷額も高くなっております。

南部大阪都市計画区域は、国内外の玄関口である関西国際空港を有し、世界遺産である百舌鳥・古市古墳群をはじめ、歴史・文化遺産が豊富であり、また府内の農地の約6割を有し、他の区域と比べ農業産出額も高くなっております。

それぞれの都市計画区域ごとに策定するマスタープランにおいては、第1章で区域ごとに概要を整理するとともに、第4章の都市計画の方針の中に、これらの特性を反映させておりますが、本日は大阪府全体として共通となる目標や方針を中心に南部大阪都市計画区域のご説明をさせていただきます。

本審議会を対象となる泉南市を含む南部大阪都市計画区域は、南河内・泉北・泉南地域となっております。また、今回の改定での目標年次は、2030年です。

マスタープラン改定までのスケジュールについては、昨年 10 月に本審議会に報告させていただいた後、本年 5 月中旬に大阪府が案の縦覧、市町村への意見照会を行い、本日の都市計画審議会となります。本審議会の意見を基に後日、泉南市から大阪府へ意見照会に対する回答を行います。

その後、大阪府の都市計画審議会に付議されたのち、国の同意を経て、大阪府が都市計画決定を行う予定となっております。

都市計画区域マスタープランは5章から構成され、第1章は本マスタープランの基本的事項、大阪の都市の概要および都市計画区域の概要について記述しております。

まず、大阪府における人口の推移と予測になります。

最新の平成27年国勢調査の結果によると、南部大阪都市計画区域の人口は約236万人で、既に減少期に入っており、大阪府推計によると、本マスタープランの目標年次における令和12年には、南部大阪の人口は約214万人まで減少することが推計されています。

つぎに大阪の都市構造になります。

南部大阪については、概ね鉄道駅を中心にして都市機能や人口が集積した都市構造で、市街化区域の約87%がDID(※)、市街化区域内の人口密度は1haあたり約62人であり、全国平均の1haあたり約61人と同程度の状態にあります。

(※DIDとは人口集中地区のこと。国勢調査で人口密度の高い地域として設定されている)

また、鉄道駅から半径1km圏である駅勢圏の人口割合は、北部大阪都市計画区域で60.8%、東部大阪都市計画区域で69.5%、南部大阪都市計画区域で64.4%となっており、駅勢圏に人口が集積しております。

また、主要な鉄道駅周辺や幹線道路沿道には、大規模商業施設、高度医療施設、文化施設、大学等の多様な都市機能が集積し、これらの機能が鉄道・幹線道路等によりネットワークされた都市を形成しており、大阪は全体として「コンパクト・プラス・ネットワーク」な都市を形成しているといえます。

つぎに大阪府の土地利用の状況になります。平成30年の土地利用区分別面積では、10年前よりも、住宅地面積は増加している一方で、農地・森林の面積は減少しております。

住宅地面積が増加しておりますが、住宅数も増加しております。また空き家率も年々高くなってきており、将来的には都市のスポンジ化が懸念されます。

また、工業用地面積は10年前より減少しておりますが、府内の他区域に比べて維持できております。

これらの大阪府の現状や近年の社会情勢の変化を踏まえ、第2章では、都市づくりの目標を定めております。

本区域マスタープランでは、国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成、安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現、多様な魅力と風格ある大阪の創造、という3つの目標を定め、これらの目標を実現するための6つの方向性と、2つの視点を定めております。これらの目標等を踏まえて、都市計画の方針を定めております。

第3章では、区域区分の決定に関する方針について記述しております。本マスタープランの改定と同時に、第8回区域区分の変更を実施することとしており、本マスタープランではその方針について示しております。

第8回区域区分の変更に関する方針としましては、市街化区域内における既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とし、市街化区域への編入は市町村マスタープラン等に位置付けられた区域とすること。都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活かした産業立地を促進する区域において、必要最小限の区域で市街化区域へ編入すること。また、災害リスクの高い区域については、原則として市街化区域へは編入しないことなどの方針を定めております。

第4章では、主要な都市計画の決定に関する方針について記述しております。

まず「土地利用に関する方針」についてご説明いたします。

市街化区域の土地利用の方針としまして、用途の配置については、商業・業務施設等の都市機能は、都市計画法に基づく緩和制度等の活用により、主要な鉄道駅周辺等の中心市街地において集積し、土地の有効・高度利用を促進することとしており、住宅地は、既成市街地における配置を優先し、自然系の土地利用からの転換を抑制することとしております。

低未利用地については、都市計画諸制度や税制優遇等を含めた制度の活用により、適正な活用が図られるよう検討することとしております。

優良な農地については、区域区分の運用や生産緑地制度の活用、田園住居地域の指定等により、保全・活用を促進することなどの方針を定めております。

また、市街化調整区域の土地利用の方針としまして、市街化調整区域では、自然環境や農空間を保全・活用することとし、維持・保全することを基本としながら、計画的な整備が行われることが確実であり、市町村マスタープラン等に位置付けられている区域で、かつ立地適正化計画との整合が図られている区域については、必要最小限の区域において、秩序ある都市的土地利用を誘導します。

次に、「都市施設の整備に関する方針」についてご説明いたします。まず、交通施設に関する方針としましては、国土軸や環状交通機能の強化、広域拠点施設や国土軸へのアクセスの強化、関西圏の連携強化等、鉄道・道路ネットワークなどの充実・強化を図ることを基本的な考え方として、都市高速鉄道、道路、空港、港湾に関する方針をそれぞれ定めております。

都市高速鉄道としては、関西国際空港から国土軸や都心部へのアクセスを向上させるなにわ筋線の整備など、鉄道ネットワークの充実に向けた取組みを促進するとしております。

道路としては、広域連携強化や物流の効率化、国土軸の強化に資する大阪都市再生環状道路等の整備を推進するとしております。

空港としては、関西国際空港はアジアのゲートウェイ空港を目指し、港湾としては、堺・泉北港は国際コンテナ戦略港湾である阪神港との物流機能の連携を強化することなどの方針を定めております。

次に、河川整備の方針としましては、「人命を守ることを最優先」とする基本理念のもと、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を実施することを基本的な考え方として、治水施設の整備とともに、洪水リスクの情報共有や、降雨時の河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業等の施策を効果的・効率的に組み合わせた治水対策に取り組むこと

などの方針を定めております。

次に、下水道整備の方針としましては、老朽化施設の改築更新を優先的に進めながら、水質の改善や浸水対策に取り組むとの、基本的な考え方のもと、下水道未整備地域の整備を促進するとともに、河川、関連公共下水道整備と連携し、10年に一度の降雨に対して、雨水施設を整備することや局所的な集中豪雨等による、都市型水害対策を推進することなどの方針を定めております。

次に、公園整備の方針としましては、大阪の活力と魅力を高め、府民の安全・安心な生活を支えるとともに、みどりの少ない大阪の貴重な自然環境を保全するとの基本的な考え方のもと、公園全体をマネジメントする PMO 型指定管理や、公園の一部を活用して施設の設置・管理を行う P-PFI 型施設整備などを導入し、にぎわいづくりに取り組むことや、広域避難場所や後方支援活動拠点に位置付けのある公園について、防災公園としての整備を推進することなどの方針を定めております。

次に、「市街地開発事業に関する方針」についてご説明いたします。

産業や暮らしを支える都市環境を整備し、地域資源を活かしたより質の高い都市づくりを推進するとの基本的な考え方のもと、都市再生緊急整備地域等の主要な鉄道駅周辺等の中心市街地においては、商業・業務機能等の集積を図り、人・企業を呼び込むにぎわいのある都市の創出を目指します。

駅前等の生活拠点となる市街地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業により、生活支援機能の充実を図り、多様な暮らしを選択できる都市の形成を目指すとしております。

また、主要幹線道路沿道等の大規模低未利用地においては、工業・流通業務施設を誘導し、土地区画整理事業等により、企業の立地ニーズに対応した土地利用に努めるとしております。

次に、「その他の方針」についてご説明いたします。

都市防災に関する方針としましては、近年、自然災害が激甚化する中、「減災」の考え方に基づき、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせた、防災性の高い都市づくりを推進する、との基本的な考え方のもと、土砂・洪水・浸水対策については、土砂災害特別警戒区域等の、土石流やがけ崩れ等による災害の発生の恐れのある区域において、新たな土地利用を原則抑制することや、10年に一度の降雨に対し、下水道・河川、雨水施設の整備等を実施することのみならず、水害による甚大な被害が発生していることから、さらに、浸水深さが 50 cm 以上の床上浸水が想定される地域を、「洪水リスクを特に留意すべき地域」とし、新たな開発行為を事業者等が検討する機会をとらえ、洪水リスク情報の詳細な周知に努めることなどの方針を定めております。

また、耐震については、道路、防潮堤、下水道施設等の土木構造物やライフラインの耐震化を推進し、鉄道施設の耐震化を促進することなどの方針を定めております。

最後に第 5 章では、都市づくりの推進に向けて、都市計画の方針とあわせて実施していくことについて記述しております。

成熟社会において、さらに生活の質を高めていくため、産・公・民・学が目標を共有し、総合的に都市を計画、整備、管理・運営する協働・連携の仕組みづくりを促進するとしており、民間が主体になってまちづくりや地域経営を

積極的に行う、エリアマネジメントの取組みを促進することや都市マネジメントに ICT 技術を活用し、都市全体の観点から最適化を図るスマートシティの取組みを推進することなどの観点を取り入れながら、都市づくりを進めることとしています。

以上で南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についての説明を終了いたします。

会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何かご意見、あるいはご質問等ございませんでしょうか。

<質疑応答>

委員(A)

3点ばかり聞かせていただきたい。市街化区域と市街化調整区域について、昔のままなのですが、この変更というのは全然考えていないのですか。例えば、私は信達地区なので府道の岩出線の旧道ですね。支援学校の前から金熊寺の交差点の間。あの間は和泉砂川駅も非常に近いし、商業施設又は住宅として適していると思いますけれども、その辺りの部分がずっと市街化調整区域のままになっているのが1点。先ほど防災という点もありましたが、堀河ダムについて、完成した当時からそのままの状態で泥が堆積しております。熊本の豪雨等を見ていると、どのような雨が泉南市に降ってくるかわかりません。あの辺の浚渫(しゅんせつ)とかそういうこともこういう事業には入ってくるのかどうか2点目。3点目は最後に出ました羽衣や堺東の駅前の市街地開発事業について、これは大阪府からお金が出ているのですか。こういうのがあれば、和泉砂川駅前や樽井駅前をなんでもっと早く使ってしないのか。これは市民として皆思っていることです。以上3点です。

会長

ありがとうございました。

事務局

それでは一つずつご説明させていただきたいと思います。まず、市街化区域と市街化調整区域の線引き見直しということで、5年に1回ずつ見直してきております。ここに書いてございますように、今回で第8回ということになってございます。委員おっしゃられていたところというのは、旧の岩出線からもう少し和歌山寄りの位置になるところでしょうか。

委員(A)

佐田の交差点から金熊寺の交差点、旧道の六尾から牧野までです。

事務局

今のマスタープランの中にもありますが、市街化区域への編入の要件は駅から徒歩圏で約 500m 以内ということになってございます。もしくは、幹線道路で産業等が立地の可能性が高いところを市街化区域に編入するという基準になってございますので、今の状況では厳しいのかなと思っています。大きな事業化計画があるなどであれば、5 年後にはなりますが、その際に市街化区域に編入するという方法はあるのかなと思います。

委員(A)

逆違いますか。市街化調整区域を外さないと開発などは起こりません。

事務局

高度成長期はそのような考えでしたが、今は市街化区域を増やすという方向には進んでいない状況です。市街化区域内にも空き地、空き家等が発生している状況で、市街化区域を拡げることが難しい状況になってきております。

委員(A)

あの辺が唯一、信達地区において残されている場所だと思っています。当然農家の方もたくさんおられますけれども、皆高齢になっておりますので、難儀しています。市街化調整区域で農業を営んでいる方のご意見を聞いて、市街化調整区域を外してあげた方が開発が進むのではないかと見ているのですが、5 年先まで出来ないのであれば、仕方がないです。

事務局

次に堀河ダムの件でございます。この区域マスタープランの中にあるのかなのかということですが、縦割りの状況にはなりますが、都市計画に関することを書いているということになります。堀河ダム自身が都市計画ではなく、大阪府の都市整備部ではなくて、環境農林水産部のダムになって、基本的には灌漑用のダムという位置づけになっておりますので、この中には書き込まれてないということになります。機能的には、おそらく洪水調節もしていると思いますが、目的としては灌漑用ダムとして作られているので、都市整備部の方では河川整備計画を策定し、人的被害が出ないような改修を将来に向かってやっていく方針を定めていると大阪府より聞いてございます。

次が市街地再開発事業です。仕組みとしましては、大阪府ではなくて、国からのお金と、再開発も色々な方式がありますが、組合方式という形ですと、地元の方が組合を作られて、そこからの出資も含めて、最終的に新た

に床を生み出すという言い方は分かりにくいかもしれませんが、新たにその床を売却し、その収益でプラスマイナスゼロになれば良いというような事業になっております。実際、プラスマイナスゼロになるというのは、相当高度地区と言いますか、大都市の中心部でないと成立しない、成立しないことはないですけども、市から補填しているという事業でございます。仕組み的には、そういう形になっておりまして、地権者の方の負担、市の負担、国の交付金を含めて事業を進めているということになります。

委員(A)

分かりました。再開発はいいですわ。20年、30年前に大失敗して。府がやってくれるのであれば、良いのかなと。以上です。ありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。他にいかがですか。

はい、どうぞ。

委員(B)

最近、今までにない豪雨が発生し、多大な被害が出ていますが、泉南市は昔から天災が少ない地域だと、よく聞いております。泉南というのは海、山の距離が短いことから、大きな災害が起こらないだろうという一つの謂れと思うのですが、この間、大雨が降った時に知り合いに金熊寺川の状況を聞くと、結構流れているようです。熊本や岡山県の真備町などに降った雨というのは考えられない雨量で、そういったことを考えると泉南市の河川というと男里川や櫛井川があり、ダムについては堀河ダムがある中で、大雨が降った時は、大丈夫なのだろうかと思えます。色々と施策を行うのでしょうか、具体的な施策というのが見出せないですけども、建築する際についても、今までこの場所で災害がなかったからここは大丈夫だとなっています。しかし、将来を見た視点の中で建築にしても、色々なことに関しても、5年10年先をどのような形のまちづくりをするとか、どういう形の中で試練が起こってくるかという、想定をする委員会のようなものを立ち上げるなど何かしていかないと具体的に言えないので、災害への備えが必要だと思えます。

それともう一つは、なにわ筋線があるのですが、関西空港へ新幹線を延伸するというのは、市長関係ないでしょうか。関空から新幹線で行けば、ものすごく便利ですけれども。泉佐野市ですので、泉南市に何かあるのかというのはありますが、何か具体的に核を持って進めないといけないと思えます。今までであれば、訪日客が4,000万人という甘えがあって、これは5,000万人になると言われていましたが、将来、泉南市がどうあるべきか、まちづくりがどうあるべきか、何か核があるまちづくりを考えていく時期がきていると思えます。泉南というのは、自然災害が少ないけれども、これといった産業がありません。それを考えていって、泉南市がもっと発展するように。そしてまた、地域同士、行政同士が連携するということは難しい面があるかと思いますが、もっと広域で議

論するといった場を設けていくと泉南市も発展するし、どうしたら能動的に物事を考えられるか、そういう前向きなプランを作っていないといけない。そこにマスタープランが入っていれば、一番良いですね。自然災害に対して、産業発展に対して具体的にどういう風な位置で議論しているのかをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

市長

まずは、関空へ新幹線をという話でございますけれども、今の関空への橋梁の線路の幅では新幹線は走れません。それで私も、国へ要望に行っている中では、関空へ海底トンネルでつないでほしいと提案しているところですが、そこに新幹線を一緒に入れていただいて、北陸新幹線が大阪まで来ますので、それを延長して関空まで来ていただくというのが、非常に交通の利便性としても良いのではないかと思います。橋ではなく、海底トンネルをつなぐということは、前の台風のように災害があっても、トンネルが 24 時間つながった状態になりますので、そういう意味では防災上も非常に安全対策としては大きいのかなと思っています。これについては、我々も要望していますし、関空協の要望の中にもそういった内容の要望も盛り込んでいるところでございます。関空については、そういう状況でございます。

事務局

私の方から、河川の関係について、大阪府の方からお聞きしている内容をご説明させていただきます。本編の方にもありましたけども、ソフト対策というのを全面に押し出して、逃げる、凌ぐ、防ぐとありまして、逃げると凌ぐというのが基本的にはソフト対策、防ぐというのがハードの河川工事をするという形になると思います。河川の方は、泉南市の中には、樫井川水系で樫井川と新家川、男里川水系で男里川と金熊寺川があるんですけども、樫井川水系につきましては、新家川が今のところ、時間雨量で 80mm 対応まで出来るようにしたいということで、阪和線の下で拡幅といいますか、川を拡げる河川の工事をしておりまして、引き続き、新家川を当面、先に工事するような方針ということをお聞きしております。それと金熊寺川につきましても、流下能力が不足しているところがありまして、特に人家に被害が出ることも予測されておりますので、そちらについての河川改修の具体的なことを大阪府からお聞きは出来ておりませんが、人家や財産に被害が出るようなところについては、改修していく方針であると聞いております。泉南市にあるこれらの河川については、都市計画には入っておりませんので、基本的には大阪府都市整備部の計画の中で順番に進められていくということになってございます。

なにわ筋線は、大阪府、大阪市、JR 西日本、南海電鉄、阪急電鉄で進められておりますけれども、JR 難波から北梅田、もしくは新今宮から北梅田での接続を検討されていると聞いてございます。地下式の高速度鉄道によりまして、第 3 セクターで予定していると聞いてございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(C)

このマスタープランは社会経済情勢が大きく変化し、その対応が必要となった時は本マスタープランの見直しを適時、適切に行うと書かれているところですが、いまコロナの事を考えるとコロナ後の社会がどうなるのか、第2波、第3波に備えて対策も取る必要があるだろうし、ウイルス性の感染症で世界に一気に広がるというのが10年に1度ぐらいはあるのではないかとされています。そういう中で、マスタープランを見るとどうなのかという疑問はいくつか出てきます。今から修正というのは間に合わないと思いますが、最初に読み上げたような本当に大きな社会変化が起こっているという認識とか捉え方はどうなのかを最初にお聞きしたい。

今現状を見ても、コロナの影響で経済的な問題というのは2、3年続くと言われていた中で、インバウンドでやるというのも現実性はなくなってきていると思いますが、そういう観点からどうなっているのか。国際競争に打ち勝つというスローガンがありましたけれども、どちらかというと国際協調しながら、コロナなどに闘っていくとか、コロナ対策を取っていくというのが世界の流れだと思います。

あと、農業の問題もありましたけれども、南部大阪は農業6割ということですが、自給をもっと高めていくこと、コロナで輸入できなかったこともありますし、やはり日本産で安全安心なものを食べたいという声があります。それから、土地利用の問題もありましたよね。そういう意味では、農業が出来るような環境ですよね。後継者を作って、農業で生活できる。そういう環境を作っていくといけないところもあるので、そういう目のマスタープランのあり方というのは、どのように考えられているのかという点を最初にお聞きしたい。

事務局

コロナの影響ということですが、専門家の方々が検証されていると聞いております。コロナが今後どうなるかがわからないところでございまして、いわゆるウィズコロナ、ニューノーマルな世界というのが広がり、しばらく付き合いつながりながら生活していかなければならないのか。もしくは、薬、ワクチンが出来て終息してしまうものなのかということもまだ見通せない状況でございますので、そちらについては、今後の状況を見ながら、大阪府にも確認しましたが、必要が生じれば、見直しも検討していくというところです。コロナについてですが、今言われているのは、国も様々な専門家の方からヒアリングを始めるという段階だと聞いております。都市再生、都市交通、公園緑地、都市防災の方々から国交省がヒアリングをすると聞いておりまして、ヒアリングの中でコロナの第2波になるのか、なくなるのかということはわからないですが、そのあたりをヒアリングしながら固めていきたいと聞いております。その中で都市のあり方というのはどうしていくのかや都市政策とはどうあるべきなのかというのを検討していくと聞いております。今言われているのは、あまりにも過密になりすぎて、広がっているのではないかとご意見もありますし、例えば公園などがあれば、もう少し過密にならずに生活できるのでは

ないかとか、自粛の中で公園があれば、そこでリラックスできるのではないかという見方をされていると聞いてございます。あとは、極端な例としましては、通勤電車が混むので自転車道を整備しようという方向に動いていると聞いたりしています。現実として、ヨーロッパでは通勤が密になるので、車道をつぶして自転車道を整備しているという国もあるときいてございます。コロナについては、そういう状況です。

農業につきましては、区域マスタープランの改定の中で一つの大きな点は、都市緑地法等の改正によりまして、農地を都市にあるべきものとして位置付けているということが、今回のマスタープランの大きな点かと思えます。ただし、都市計画で扱ってございますので農業を産業として扱うということにはならなくて、農地は都市にある大事な緑であるという見方が基本的には都市計画の見方であると考えてございます。都市農地も法律等、色々できておりますので、そちらにつきましては農業政策で進められると考えてございます。都市計画とは、直接関係ないですけども、生産緑地につきましては、今後、制度が変わりますので、特定生産緑地制度というものに移行していきますので、都市にある農地を緑として評価しながら進めていくということが都市計画の立場からの農業の見方かと思えます。以上です。

委員(C)

コロナの影響というのは、農業を例に出しましたが、工業を見ても海外から材料が入ってこないということで、トイレや車などの生産が日本でもストップするという事態になっています。リスクを考えると海外に分散するのはどうかという意見が出てきているので、前提としてはコロナ後の社会は大きく変わるということを見据えた上で、大阪府がどう判断するかとか国がどう判断するかということもあるかと思えますけれども、今のうちに対策を考えたり、展望を持つということを進めていくことが大事かと思えます。それを反映する形でマスタープランを作っていく。大阪府などの意見を聞いてからというよりも、そういう形で進めていければと思いますが、その点について、お答えください。

会長

このような意見があったということは、大阪府にもよく伝えていただけたらなと思います。このマスタープランでは、今のような内容は間に合わないと思います。大変な状況になったのは、ここ数か月ですよ。市も考えないといけないけれども、国、府も色々と検討している状況だと思いますので、こういった意見をあげていくことで収めていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

委員(D)

泉南市も含めて全体的なことかもしれませんが、農地の未活用、未利用地がすごく多くなってきている。一部では、市民農園としてやっているところもありますけれども、全体的に見れば、農地の未耕作地が増えているので

はないかということが1点と、市街地の場合、市街地の中に建物がありますが、建物の中には住んでおられないところがあって、根本的にどういう風に変えていくか、集約化していくか等、どういう風に考えておられるかお聞きしたい。

事務局

農地の利活用と未耕作のところが増えているというご意見でございますけれども、農政部局の方では様々なことを行っておりまして、泉南市の方では農業塾をやり始めて、新規に農業に就く方の支援をされたりという事業を展開していると聞いてございます。ただ、実際に聞くと耕作できない土地というのは増えているというのは事実であると聞いておりまして、新規の就農者だけでは、どうしようもないということは聞いてございます。市街化調整区域などでは、一括してお受けする利用集積等をしながら、大きくしている農家の方もいらっしゃるという聞いてございます。空き家の問題につきましては、マスタープランの中にもありましたけれども、都市のスポンジ化という名称で呼ばれておりますけれども、空き家と空き地が点在すると都市がスポンジのように小さい穴が空いてスカスカになってしまうのではないかと、もうなっているのではないかとということがございまして、空き家については、実際に泉南市が調べた空き家というのは630数件ありましたけれども、そちらについては適正な管理ということでお願いしている状況です。空き家バンクなどの施策もありますけれども、中々ご登録していただけないというところもあります。空き家のマッチングのシステムは、市と関連団体が連携して進めておりますが、厳しい状況になってございます。空き家を上手く活用する仕組み、リノベーションまちづくりなども勉強しながら、どんなことができるのかということも一昨年頃から検討している状況です。以上です。

会長

よろしいでしょうか。中々難しい問題ですけどね。

委員(E)

感想、意見の前に確認になりますが、まち・ひと・しごと総合戦略はもう策定していますか。

事務局

2期は策定しています。

委員(E)

立地適正化計画は策定していますか。

事務局

立地適正化計画はまだ策定していません。

委員(E)

今回は南部大阪地域で大阪府が取りまとめられた区域マスタープランが、泉南市の事情を汲んでいただいているかというところの双方向のチェックが必要かと思っていて、皆さん質問されているので、市川さんの方から答えていただいているのはよく理解できました。前回の区域マスタープランと比べて、大きな構成が変わっていることが注目されます。前回の4章と5章は担当部局がされているような事業の方針が取りまとめられていることが特色で、今回、前回の4章、5章、すなわち具体的に分野別と言うか、縦割り別にどのようにやっていくかということと前回書いてあったことが、全部4章にまとめられて、5章を起こしておられるということが特色でよくまとまってきたのではないかという印象は持っています。大きな構成は前よりも進んだのではないかという印象を持っています。4章のまとめ方が、かなり縦割り行政的な印象が否めないで、なぜその他の項目を含めて、例えば、その他の方の2つ目にみどりに関する方針と書いてあり、上の項目に公園整備の方針と書いているところもあるわけですね。これを一緒にして、「みどりの環境」とか「みどりに関する整備」と書いて、「みどりに関する方針」と「都市公園に関する方針」と書いておけば、全部括れるんですよ。そのような括りの効果を4章でやってほしかったが、もう今更ながらと思うので、あまりそういうのは強調する方が良いのか悪いのか分かりませんが、各ご担当されている事業部局の項目を横並びに集めてきて配置し、入りにくいやつはその他にまとめているような、そんな印象があるので、もう少しマスタープランの感じではなくて、総合計画の施策別に項目整理をして、仲良しこよしを集めて展開できるような、階層構造的な項目整理をしておけば、もう少し見やすかったのではないかなという印象を今回見させていただいて思いました。悪くはないのですが、項目別に書いていると具体的なので分かりやすいのですが、論構成の整理としては、そのような整理の仕方もあったのではないかなという印象を持ちました。

先ほど、委員の皆様からご質問があった、私も今回、説明のあった南部大阪の区域マスタープランの中の農地の占める割合が6割あると説明があって、その後、農という漢字を基に都市計画の方でも何かできないかということが、事務局もおっしゃったように今回、かなり強調されてきているような印象を持っています。本市においても、農業とは私は言っていないで、農業政策は農政の方でやれば良いので、この区域マスタープランに書かなくても良いと思いますが、先ほどお話がありましたように、特定生産緑地の話も今どんどん指定に入っているところもありますので、都市内の農業空間ではなくて、農空間の位置づけを都市計画の中でも考えていく必要がある。農業をされている方々には、少し言いにくいのですが、都市空間の中の農業というのは農の空間としての価値を生産緑地法などでは認めていますし、当初、生産緑地法ができた時にそのようなキーワードがなかったのですが、平成4年が最初でしたかね、少し記憶が不確かですが、平成7年に見直した時に都市内のレクリエーション機能という言葉が入ってきたと思います。例えば、子どもたちが町中の自分たちのすぐ近くにある生産緑地指定されている農地、本当は市街化で家を建てても良いところを農地として残していただくかわりに税金を農地並み

課税にして安くして、その代わり子どもたちが入ったりとか、火事になった時に燃え広がりにくいとか、地震があった時に公園、小学校まで遠いから農地の方へ逃げるとか、空き空間の大切さというものが農空間の持っている意味でもありますので、決して建てづまることが良いことではないということが全国的な都市計画を含めた考え方になってきているかと思います。都市内の農空間を残すということには私は大賛成で、やはりその使い方として、主たる従事者の方が大変になった時は市民農園を増やしていくような制度を設けるとか、市が経営しなくても民間の方や 2、3 の根拠法もありますので、それに基づいて整備していった、いわゆるプラットフォームのような紹介する立場になれば、あまり事業予算はかからないですし、何かそのような手立てを基に都市農園というものを積極的に次回の都市マスなどには反映していく必要があるのかなと思います。コロナの話も出ておりましたが、どうやったらいいかということも今、学会などでも模索中でやっと検討に入ったところぐらいでもあるので、難しいですが、テレワークや自宅待機の方が増えたりする中で、大きな公園というのは週末よく使われているんですけども、近所の公園、いわゆる住区基幹公園と呼ばれる街区公園、近隣公園、地区公園は数が少ないですけども、そういったところに結構人出が増えたということは聞いておりますので、案外今まで使われなかった近所の公園というものが割と使われるようになって、逆に密度が高くなったら問題だねというアフターコロナの都市計画をどうするかというのを今やっと端緒についたばかりかなと思っていますので、ひょっとしたら 5 年見直しの時に何らかのキーワードが入ってくるかもしれませんが、いまは都市計画の中で記載にあるようなエアーマネジメントの話であるとか、交通ネットワークの話であるとか、基本的な話というのは区域マスタープランには書いていますので、それほど特段本市から意見出すことはないかなという印象を持ちました。ただ、1 点だけエアーマネジメントという言葉は入っているんですけども、コンパクト化とかコンパクトシティの話が全然載っていないので、大阪府の都市計画が考えているのでいいのかもしれないですが、南大阪だから抜けているのかという確認ができていないんですけども、やはり立地適正化計画も含めたコンパクトなまちというのはいま主流になってきていますので、少し気にしておかなければならないのかなという印象を持ちました。長くなりましたが、私からは以上です。

会長

はい、どうぞ。

委員(F)

いま委員(E)からコンパクト化の話がありましたので、ちょうど私も同じ話をしようと思っていました。先ほど、ご意見が出ましたように産業を誘致して、経済を右肩上がりで成長させるというのは、人口が減っていく、高齢化が進むということを考えれば、たぶん難しいと思います。そうするとやはり大事なことは区域マスタープランの中にもありました 16 ページにあります、最近よくキーワードとして SDGs というもので、サステナブル、つまり環境維持型で持続可能な社会をつくらうという国連が提唱しているコンセプトですけども、これに合わせて産業構造で

あるとか、都市の環境を変えていかなければならない。まさにそれをやるためには、市街地を無制限に拡げていくと、今度は行政サービスが届かないことがいっぱい出てきますので、委員(E)がおっしゃるようなコンパクト化であるとか、あるいは都市機能を集約させて行政サービスの効率化を図るという方向を考えなければならぬと思います。この南部大阪都市計画全体の広域的なプランとしては、ディテールについては問題あるかもしれませんが、大きな方針としては問題ないと思っています。泉南市のような中心市街地、大都市圏から少し離れた郊外型の地域においては、どうやってこの環境を維持するのか。それから、先ほど市川さんの説明にありました空き家数も600件余りあるということですが、私の住んでいる和歌山では5件に1件がもう空き家状態で社会問題になりかねない状態です。特に白浜、田辺あたりなど空き家だらけで大変なことになりそうだと。災害が起こると山ばかりなので和歌山県が孤立してしまうということで危機感があるのですが、泉南市の場合は、まだそこまで深刻な状況には至ってないので、その現状をどうやって維持しながら保っていけるような政策を都市計画として考えるべきなのかなと思います。

会長

ありがとうございました。

委員(E)

空き家等対策特別措置法に基づく、空家等対策計画は策定されているのですか。

事務局

平成29年度に策定しております。

会長

はい、どうぞ。

委員(G)

感想だけ少し述べたいなと思います。今回の区域マスについて、市街化調整区域の話になりますが、既存集落の維持というところとスマートシティというところが書かれておりますけれども、相反する部分で八方美人になっていないかなという印象をすごく持ちます。先ほどから農空間の話もありましたけれども、実際にそのエリアに住んでいる者として感じる場所は少子高齢化が進んできて、市街化区域でないから、家を建てられない、そこに人が住めない、若い人たちが入ってこないという悪循環がずっと続いています。既に山を維持することが難しくなっています。先日の豪雨でも私の地元で大きな倒木被害がありましたけれども、山をきちんと守る、間伐をするなど山の管理は今まで山の人間がやってきましたが、若い人が住めないということで、高齢化が進んでいます。

ある集落では、一番若い人で 48 歳、最高齢で 90 歳近い方がおられます。山で活動できないような状況で市街化調整区域という縛りが大きな足枷になっている一方で、市街化調整区域の線引きを行っていない自治体では、農家の後継者であったり、山を守る方が比較的おられる。泉南市においては、住めなくなっています。いまの若い世代は家を新築で建てようと思っても建てる場所がない。空き家があってもだれが相続しているか分からないから土地を買うことができない。家を建てられないので、市街地へ出ていき、結局帰ってこない。田んぼもしない、畑もしない、山も守らない。先日来起こっている豪雨の災害もきっちりと間伐を行い、薪でお風呂を焚く時代もありましたから、きちっと山を守ってきた時代から守れない時代になってきています。そこをだれが担うのかという話も含めて、都市マスの中でも、また関連の計画の中でも取り上げていただきたいなと思います。区域マスに河川の計画が書かれておりますけれども、実際に河川に流れ込む水路の方は大阪府の環境農林水産部の方になるのですかね。やはり縦割りであるという印象は拭えないと思います。この区域マスの話、地域森林計画など関連の計画を見させていただいても、あまりリンクしてないという印象が強いです。泉南市でやらなければならないこと、先ほど奥野委員からもおっしゃっていただきましたけれども、私の地元の方で開発できるようにしたらどうかという話もあったように、泉南市の地域事情にあった形で人を増やす、産業の誘致は中々難しいとお話がありましたけれども、私はこの 10 年で 300 社以上回っています。中々ついてこないというところもありますけれども、そういう意味では泉南市としてやるべきことをやっていただきたい。農空間の話に関しては、後継者がいないということで六尾地区では以前やりましたが、圃場整備を岡中地区であったり、中小路地区であったり、一定の農地集落も考えていくべきではないかと思います。意見だけで、答弁は結構です。

会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

委員(B)

河川は都市計画に入っていないということで、男里川、樫井川、新家川、金熊寺川の管轄というのはどこでしょうか。男里川は 2 級河川でしょうか。その場合、都道府県で大阪府でしょうか。(事務局より大阪府であると応答)大阪府ですか。もし何かあった時に市は一切関われないかと思いますが、氾濫などの災害で市の権限というのはどの程度持っているのでしょうか。その辺り、未曾有のことが色々起こる状況ですので、具体的に都市計画に入れていかないとまちづくりをするにしても、何をするにしても自然とどのように付き合い、できることがあるか考える必要があります。40 年間にエボラ出血熱、SARS、MARS、インフルエンザ、そして今回のコロナが発生しています。まちづくりの分野で対応できるとすれば、水処理ですかね。水処理でしたら、し尿処理でできる範囲のことを模索する中で大阪府と交渉し、案を出すのが良いのではないのでしょうか。その点を踏まえて、これから災害に立ち向かうという意気込みでよろしくお願い申し上げます。

委員(E)

泉南市は、準用河川をお持ちじゃないですね。

市長

あります。

委員(E)

そのところは、金熊寺川とかよりまだ上の方になるのでしょうか。

市長

金熊寺川とか新家川とまた別のところにあります。

委員(E)

一級河川は国が管轄されていて、一部都道府県に整備や管理を委託されている、委任されているところもあるわけですが、猪名川なんか一部都道府県が管理しているところもあり、2、3年前にお手伝いしたのですが、それ以外の大阪府内の河川整備計画を作り終わりました。どんな改修するか。お金との関係もあって、あとはいくら期間がかかるかという関係もあって、事業期間とお金、B/Cと言いますけどもコストの関係でどの整備手法をやっていくかというのを検討しながら進めました。私が入る前はダムで整備するのか、河川で整備するのかというところを検討されて、結局、安威川ダムだけダム工事をし、槇尾川ダムは廃止される。その後を私は引き継いで一緒にやらせていただきました。河川整備計画は、全部できれば良いのですが、一番は川幅を拓げる。これは横の土地を買わないといけないし、立ち退きしていただかないといけないのでどれだけのお金がかかるか、若しくは堤防を高くする。河川の川幅拓幅、堤防のかさ上げ、底を掘って流量を上げる河床掘削、たくさんお宅がないところはその方の底上げをする。2m、3m土を上げて、家を持ち上げる手法。色んなやり方で。あとは、田んぼはちょっとお手伝いしていただいて、田んぼの貯水機能を調整池としての場所で流量を防ぐ。色々どれでやったら上手いのかというのを検討しながら、お手伝いしました。私はそちらの専門ではないですけども。特に大都市は非常に土地もお金がかかるし、堤防上げるのもということで、調べないといけません。時間雨量80ミリか65ミリだったかと思いますが、堤防を水が超えた時でも床下浸水まではごめんなさいです。減災的な。1階で下を向いて寝ていても床下浸水までなら命までは別状ないと。オーバーフローした時にお金のことを考えると予算もないので、時間もかかるのでそういう風な洪水調整で河川整備計画は2、3年前まではそういう風にやってきました。その後、どうなったかは確認できていないですけど。ゲリラ豪雨がその当時ちょっと前ぐらいから言われ始めましたが、80ミリになると確率が高くなって、ゲリラが多いのでご意見が出ているのが非常によく分かりますけれど、それをいきなり明日できる事業でもないの、先ほど凌ぐと話にもありましたように地域防災計

画の中で河川が危ないとハザードマップでご覧になったことありますか、私も含めて皆さん危ないところに住んでいますよということを普段から熟知しておかないといけませんし、そういったソフト面で一時すぐに対応できることを考えながら、中期的になるかもしれませんが事業計画でお金をつけて河川改修をやっていくと。そういう手立てで進めていっているのが、おそらく大阪府の河川事業だと理解しています。

会長

他にみなさんいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見もなさそうですので、本審議会として原案が妥当であるとさせていただいてよろしいでしょうか。一部、色々な意見や感想がありましたので、その辺りも含めて大阪府に伝えていただくということを前提としまして、原案が妥当であるとさせていただいてよろしいでしょうか。異義のない方は、挙手願います。

<全員挙手>

会長

ありがとうございました。異義がないようですので、原案を妥当として決定することいたします。

なお、本日の案件に対する答申の形式につきましては、会長に一任してさせていただいてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

会長

ありがとうございます。

本日予定しておりました、議事につきましてはこれで終了いたしました。

他に何かご意見が無いようであれば、これにて終了とさせていただきたいと思います。何かご意見ございませんでしょうか。なさそうですね。それでは、令和2年度第1回泉南市都市計画審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

午後4時22分終了。